

■戸建賃貸住宅家賃補助事業の流れ

1. 申請

- 下記の必要書類を揃え、住宅課窓口申請してください。

申請期間は 令和7年4月22日(火)～令和8年2月27日(金)まで です。(予定)

ただし、申請件数が予算額に達した場合は、申請受付を終了します。

<必要書類>

- ① 補助金交付申請書(別記様式第1号)
- ② 建物の賃貸借契約書の写し
- ③ 世帯全員の住民票原本(続柄記載) ※取得後3か月以内のもの

※委任を受けた方が申請する場合は委任状

(同居の親族が申請来庁される場合は、委任状不要。)

※②については、事前にコピーしたものを提出してください。

※書類に不備等がある場合は受付できませんので、提出前に必ず確認してから申請してください。

2. 交付の決定

- 市において補助対象の審査をした上で、受付順に補助金交付決定通知書により通知します。

• 通知の発送は、2週間程度でかかります。

3. 実績報告

- 下記の必要書類を揃え、令和8年3月中に住宅課窓口提出してください。

<必要書類>

- ① 補助金実績報告書(別記様式第8号)
- ② 月額家賃の支払いを証明する書面
※補助対象者が、所有者に支払った銀行振り込みの記録(通帳のコピーなど)や賃料支払証明書(所有者等に証明してもらう書類)
- ③ 申請者及び同居の世帯員に係る住民票原本(続柄記載)
※取得後3か月以内のもの
- ④ 佐倉市税の滞納が無いことを証する納税証明書(滞納なし証明)
※18歳未満の者を除く同一の世帯の全員分、18歳以上の学生の場合は申立書を提出

※ 佐倉市発行の納税証明書原本で、取得後 3 か月以内のもの（住宅課提出用）

• 交付決定内容と相違がないかを確認し、補助金確定通知書を通知します。

※ 書類に不備等がある場合は受付できませんので、提出前に必ず確認してから申請してください。

4. 補助金の交付請求

- 住宅課に補助金交付請求書を提出してください。
- 市において支払いの手続きを進め、指定された口座（申請者名義）にお振込みをします。